

第4章 史跡の本質的価値と構成要素

第1節 史跡の本質的価値

本史跡を適切に管理し、活用するためには、その本質的な価値を定める必要があります。そこで、本質的な価値として以下の3つを挙げます。

①中山道は、歴史ある主要街道の一つである

中山道は、江戸時代の五街道のひとつであり、東海道等と並んで江戸と京都を結ぶ主要街道でした。人の往来だけではなく、多くの文物も交流していました。

また皇女和宮に代表されるように著名な人物の通行や、地域の人々が本史跡にどのように関わったのかを示す史料も多く残されています（歴史性に富んでいます）。

②大きな改変が加えられておらず、良好な状態をとどめている

瑞浪市域の中山道は瑞浪市北部の山間地域を通行していることから、アスファルト舗装がなされていない往時の地道や石畳が残されており、4対の一里塚などの道路遺構や多数の石造物なども良好な状態をとどめています。

江戸時代の絵図等と現況を比較しても、その保存状態の良さを確認することができます。（※往時の景観などに関連する古文書などについては巻末の資料編に掲載しています）

③地域の人たちによって、現在に至っても街道として機能し続けている

中山道は、江戸時代から地域の人たちにより維持・管理されてきました。現在も同様に利用されており、当時のまま生き続けている道路です。そして、生活道路としてだけではなくウォーキング等にも活用されて多くの人々に親しまれています。

第2節 史跡を構成する要素の分類

本中山道は道路や一里塚、石仏など様々な要素によって構成されており、周辺地域にも古い建造物や景観など、中山道の歴史などを理解するために重要な要素が残されています。史跡の適切な保存・活用を行うためには、これら史跡の構成要素などを抽出して整理するとともに、その位置や文化財的価値などを明らかにしておく必要があります。

そこで構成する要素を整理するにあたり、まず2つに整理します。

史跡の構成要素 = 本史跡の指定区域内に存在する要素

史跡指定範囲外の関連する諸要素 = 史跡指定範囲外に存在する要素のうち、史跡の理解などに資する要素

また、「史跡の構成要素」を以下の二つ分類します。

A 本質的価値を有する諸要素

B 本質的価値を有する諸要素以外の諸要素

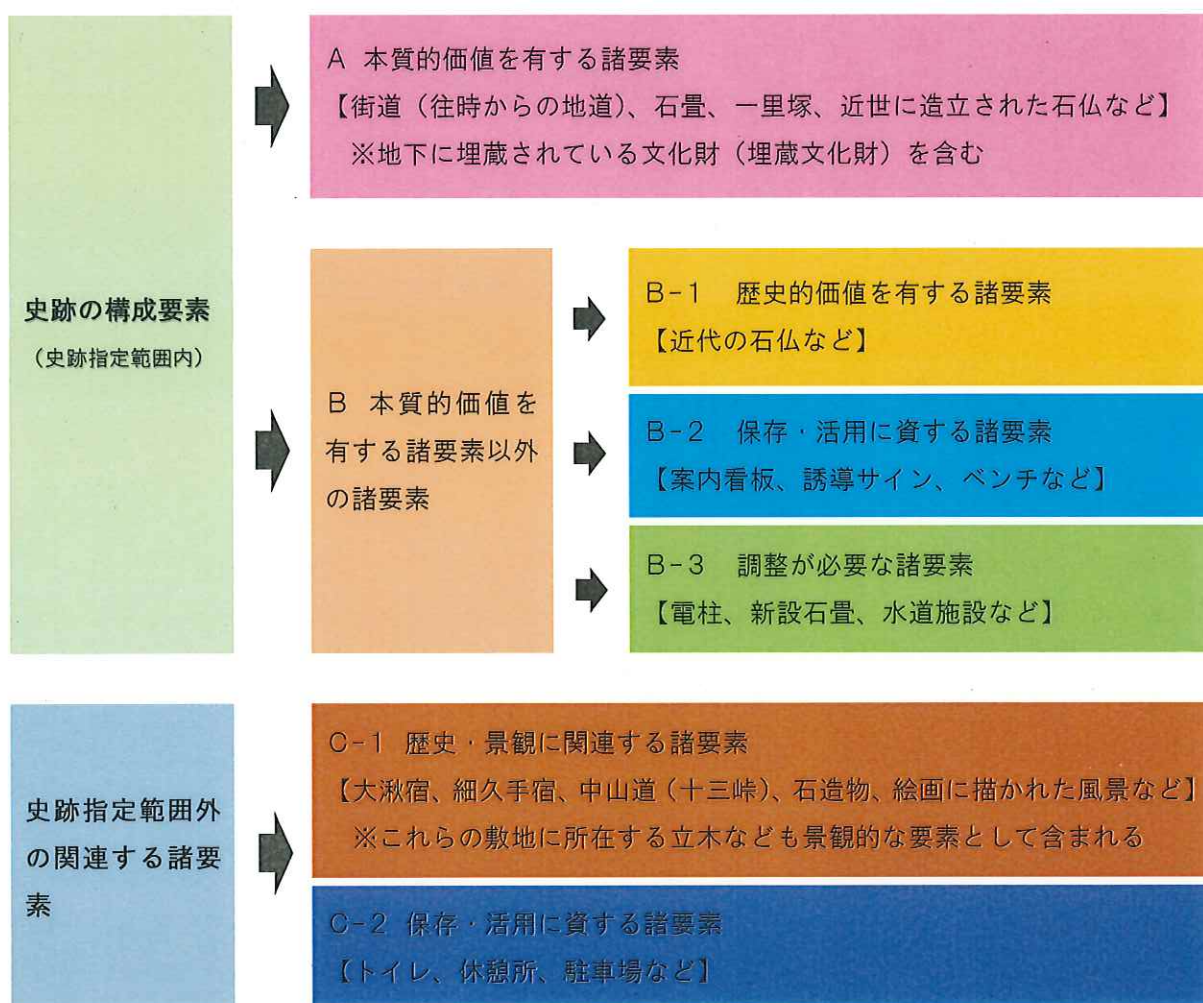
さらに、「B：本質的価値を有諸要素以外の諸要素」を以下の3つに細分します。

- B-1 歴史的価値を有する諸要素
- B-2 保存・活用に資する諸要素
- B-3 調整が必要な諸要素

加えて、「史跡指定範囲外の関連する諸要素」を以下の2つに細分します。

- C-1 歴史性・景観に関連する諸要素
- C-2 保存・活用に資する諸要素

このように分類することで、史跡中山道を構成する要素を、より正確に把握することができます。以下に、この分類をまとめた表を掲載します。



※これら諸要素の保存・活に関わる活動（人々の営み）についても、本質的価値を支えるものとして尊重する。

図 4-1 史跡中山道を構成する諸要素および史跡周辺地域における諸要素の分類

以上の分類を踏まえ、史跡を構成する要素を具体的に以下の図・表にまとめました。

《鴨之巣～平岩地区》

【A】本質的価値を有する諸要素

要素（名称）	概 要
街道（道路）	平成5～8年度整備実施。市道平岩・御嵩線。
鴨之巣一里塚	北塚は高さ約3m、直径約11m、南塚は高さ約3.5m、直径約10mです。 平成5年度整備実施。
秋葉坂三尊石窟	秋葉坂の中山道北側に所在します。向かって右から明和5年（1768）銘の馬頭観音（高：53cm）、同7年（1770）銘の千手観音（高さ：68cm）と聖観音か（高さ：63cm）が祀られます（聖観音の銘は判読困難）。道中安全を祈願したものとみられ、石窟の東端には天保11年（1840）銘の石柱が建てられています。



街道（1）



街道（2）



街道（3）



鴨之巣一里塚（北側）



鴨之巣一里塚（南側）



秋葉坂三尊石窟

【B-1】歴史的価値を有する諸要素

要素（名称）	概 要
鴨之巣辻の道祖神文字碑	「鴨之巣辻」の中山道南側に所在します。高さ約55cmの花崗岩類製で、正面に「道祖神 駅路安全」の文字が彫られています。造立年代は不明です。



鴨之巣辻の道祖神文字碑

【B-2】保存・活用に資する諸要素

要素（名称）	概 要
石柱（切られ洞）	所管不明、昭和 49 年設置。
道標（1）	所管不明、設置年不明。
道標（2）	所管不明、設置年不明。
道標（3）	所管不明、設置年不明。
石碑（瑞浪市旧仲仙道の影）	所管不明、昭和 49 年設置。
石碑（仲仙道西の坂）	所管不明、昭和 46 年設置。
誘導サイン（歴史の道）	瑞浪市スポーツ文化課所管、平成 18 年度設置。
案内サイン（瑞浪市）	瑞浪市スポーツ文化課所管、平成 8 年度設置。
誘導サイン（小：東海自然歩道）	岐阜県環境企画課・瑞浪市商工課所管、設置年不明。
標柱（歴史の道）	瑞浪市スポーツ文化課所管、平成 18・19 年度設置。
解説サイン（東海自然歩道）	岐阜県環境企画課・瑞浪市商工課所管、設置年不明。
指定標柱（市指定史跡）	瑞浪市スポーツ文化課所管、設置年不明。
散策サイン（瑞浪市）	瑞浪市スポーツ文化課所管、平成 11 年頃設置。
誘導サイン（東海自然歩道）	岐阜県環境企画課・瑞浪市商工課所管、設置年不明。
解説サイン（歴史の道）	瑞浪市スポーツ文化課所管、平成 18 年度設置。
ベンチ	所管不明、設置年不明。
立入防止柵	鴨之巣一里塚の立入防止柵。瑞浪市スポーツ文化課所管、平成 5 年度設置。
土留め柵	鴨之巣一里塚北塚付近の沿道に設置された法面保護用の擬木製土留め柵。瑞浪市スポーツ文化課所管、平成 5 年度設置。



石柱（切られ洞）



街道（1）



石碑（瑞浪市旧中仙道の影）



石碑（仲仙道西の坂）



街道（2）



街道（3）



誘導サイン（歴史の道）



案内サイン（瑞浪市）



誘導サイン（小：東海自然歩道）



標柱（歴史の道）



解説サイン（東海自然歩道）



指定標柱（市指定史跡）



散策サイン（瑞浪市）



誘導サイン（東海自然歩道）



解説サイン（歴史の道）



ベンチ



立入防止柵



土留め柵

【B-3】調整が必要な諸要素

要素（名称）	概 要
看板（鳥獣保護区・岐阜県）	岐阜県環境企画課所管、設置年不明。
電柱	中部電力(株)・N T T西日本(株)所管とみられる。設置年不明。
管理用標識（中部電力）	中部電力(株)所管とみられる。設置年不明。
注意喚起サイン	所管不明、設置年不明。



看板（鳥獣保護区・岐阜県）



電柱



管理用標識（中部電力）



注意喚起サイン

【C-1】歴史・景観に関連する諸要素《史跡指定区域外の関連する諸要素》

要素（名称）	概 要
鴨之巣道の馬頭観音文字碑	秋葉坂三尊石窟から西へ約 120mの中山道南側に所在する文字碑です。高さ約 60cmの花崗岩類製ですが、造立年代は不明です。
平岩辻の山灯籠	平岩橋から西へ約 30mの中山道北側の個人住宅敷地内に所在します。向かって右側側面に文化 11 年（1814）の銘を有します。
平岩の馬頭観音	平岩橋から東へ約 220mの中山道北側に所在します。高さ約 55cmの花崗岩類製で、明治 28 年（1895）の銘を有します。
平岩くじ場横の馬頭観音	平岩の馬頭観音から東へ約 190mの中山道北側に所在します。高さ約 57cmの花崗岩類製で、文政 7 年（1824）の銘を有します。



鴨之巣道の馬頭観音文字碑

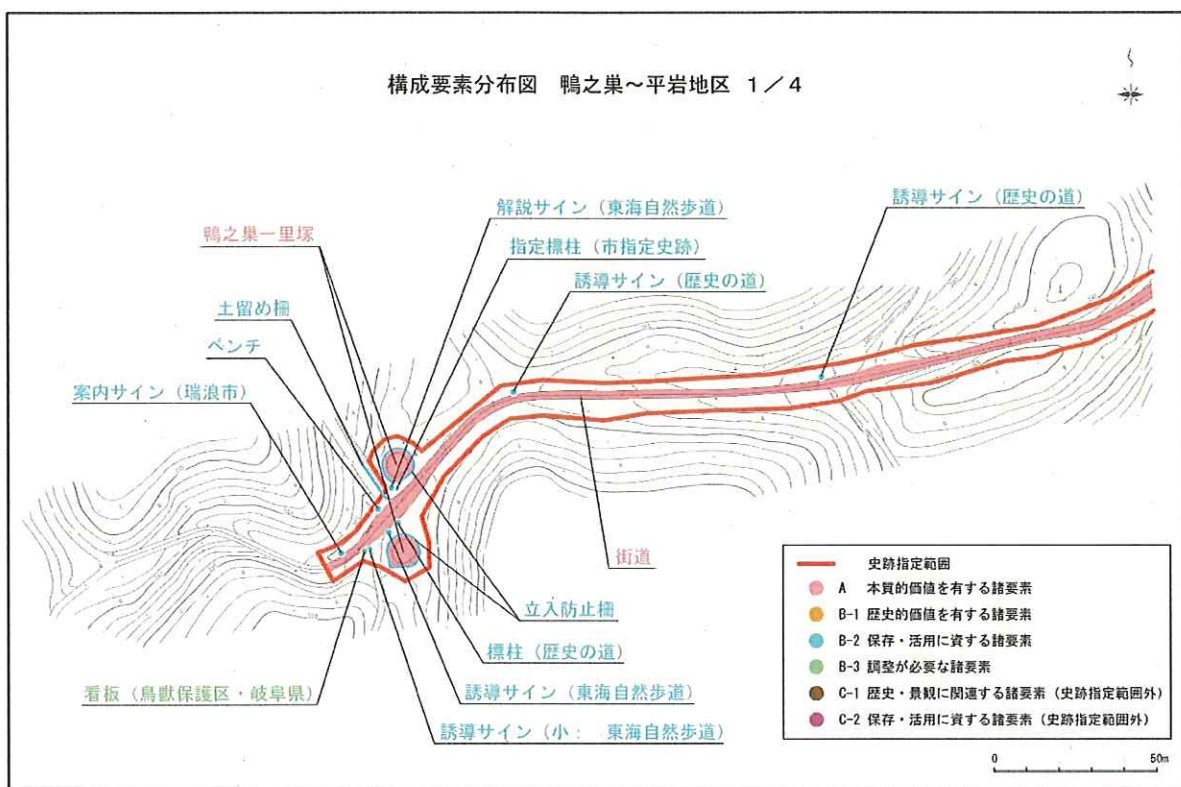


平岩辻の山灯籠

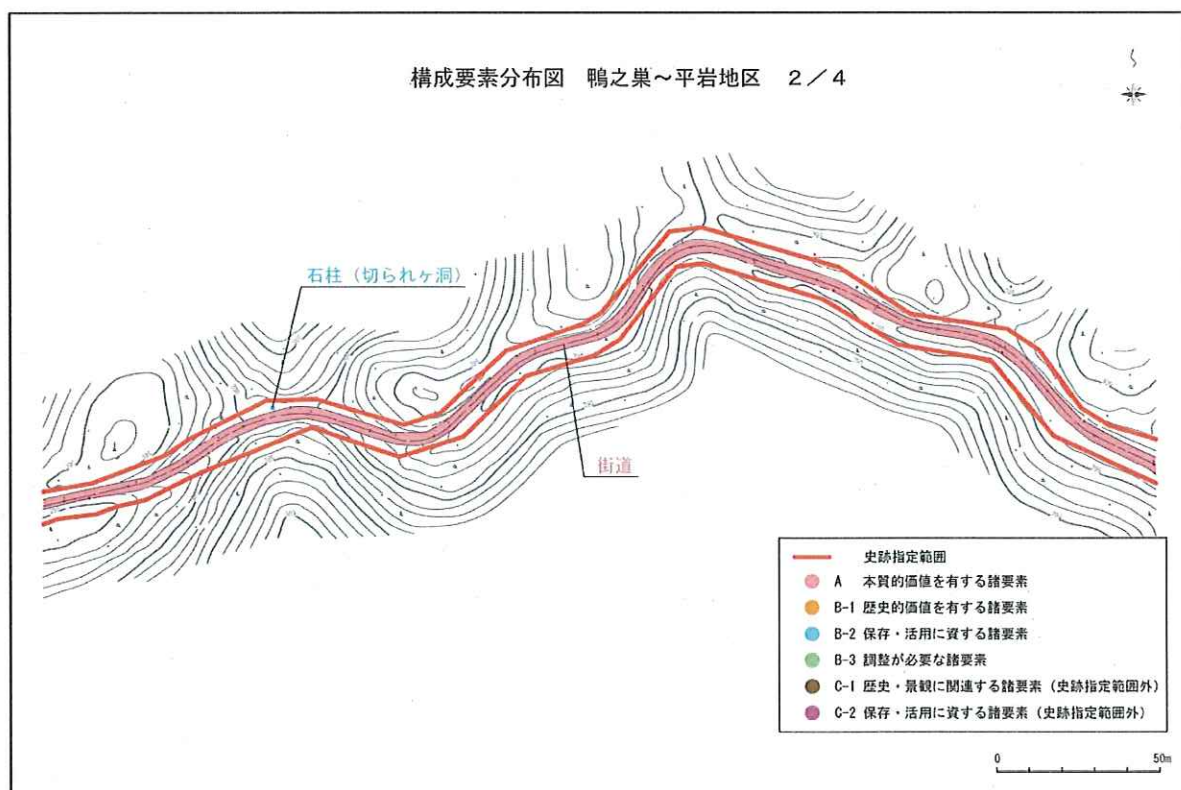


平岩の馬頭観音

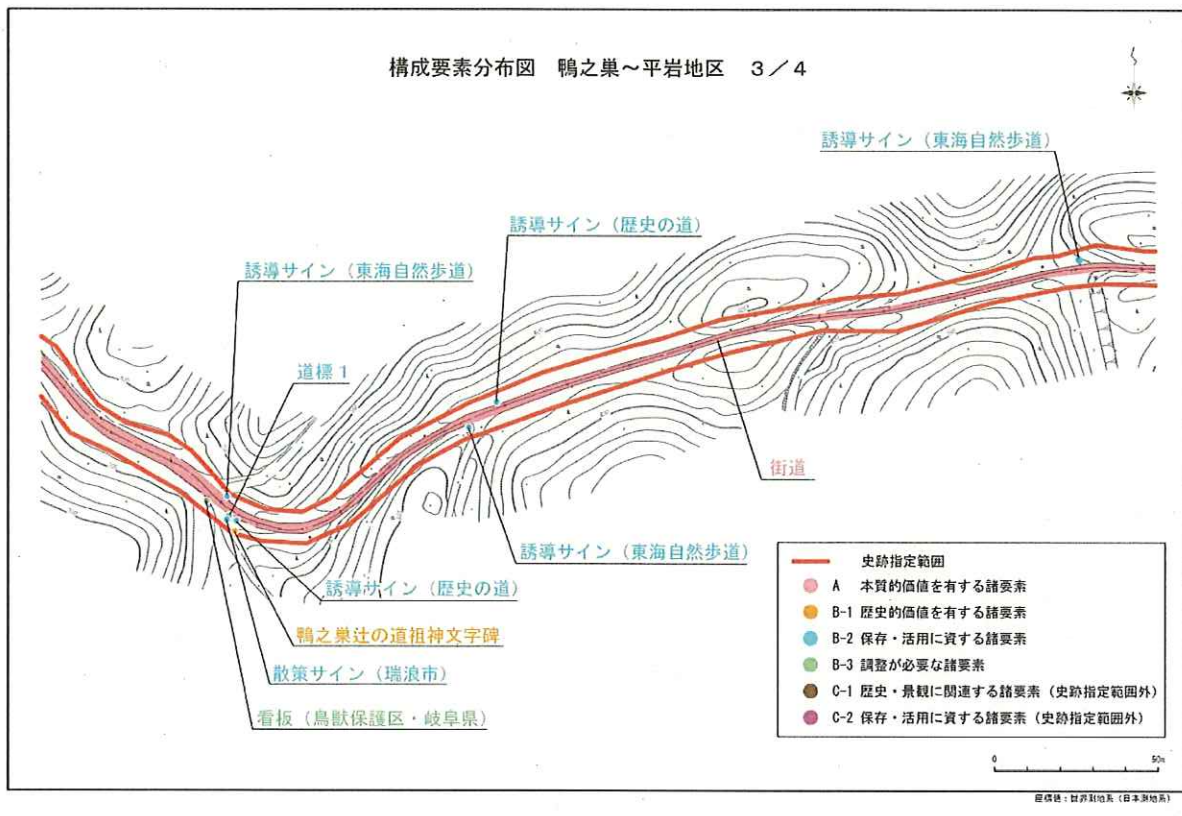
構成要素分布図 鴨之巣～平岩地区 1 / 4



構成要素分布図 鴨之巣～平岩地区 2 / 4



構成要素分布図 鴨之巣～平岩地区 3 / 4



構成要素分布図 鴨之巣～平岩地区 4 / 4

